

# ATLAS

## 🌸🌸 資産税～お役立ち～新聞 🌸🌸

📌 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります 📌

第 8 号(2016 年 4 月)

アトラス総合事務所

東京都渋谷区南平台町 2-17 日交渋谷南平台ビル 6 階

(TEL)03-3464-9333



### ✉️ ≪ 非嫡出子の法定相続分の改定 ≫ ✉️



#### 〔嫡出子と非嫡出子の法定相続分〕

嫡出子とは、婚姻関係にある夫婦から生まれた子のことを指し、非嫡出子とはそうではない子、すなわち父と母との間に婚姻関係が無い子のことを指します

従来、その非嫡出子の法定相続分について民法においては、『嫡出でない子の相続分は嫡出である子の相続分の二分の一とする』と規定していました。(改定前民法第 900 条第 4 号)

つまり、非嫡出子の法定相続分は嫡出子の半分しかない、という訳です。



#### 〔嫡出子規定は違憲〕

この『嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とする』という改定前の民法の規定は、日本国憲法第 14 条に対して違憲であるとの判断が平成 25 年 9 月 4 日付で最高裁において下されました。

これにより、同じ人物の血を引く子同士であれば、嫡出子・非嫡出子の区別なくその法定相続分は平等になる事になりました。

この改定後の民法第 900 条第 4 号の規定は、平成 25 年 9 月 5 日以後に確定する事となる相続税額から適用されます。



#### 〔既確定分の相続税額については？〕

今回の最高裁判決における嫡出に関する規定の違憲判断は、『確定的なものとなった法律関係

に影響を及ぼすものではない』という旨の判示がなされています。

従って、平成 25 年 9 月 4 日以前に申告又は更正等により相続税額が確定している場合には、改定前の民法の規定を適用した相続分に基づいて相続税額の計算を行っていたとしてもその相続税額の是正をすることはできません。

また、改定前の民法の規定を適用した相続分に基づいて相続税額を計算していたという理由だけでは、更正の請求（注 1）もできないのです。



#### 〔相続税額が異動する場合には既確定分でも是正可能〕

平成 25 年 9 月 4 日以前に相続税申告書の提出等により確定していた相続税額であっても財産の申告漏れや財産の評価誤り等の理由による更正の請求（注 1）又は修正申告（注 2）により、平成 25 年 9 月 5 日以後に新たに相続税額を確定すべき事由が生じた場合には、改定後の民法の規定に基づいて相続税額の是正が可能です。



#### 〔平成 25 年 9 月 5 日以後に新たに相続税額が確定する場合は？〕

平成 25 年 9 月 5 日以後に新たに相続税額が確定する場合には、当然、改定後の民法の規定に基づいて、相続税額を計算する事となります。

具体的には、下記の場合が該当します。

- 相続税申告書を申告期限内に提出する場合
- 相続税申告書を申告期限経過後に提出する場合
- 相続税申告書を提出すべき義務がある相続人が、納付すべき相続税について税務署から決定（注 3）を受けた場合

（注 1）申告の際に納税額を過大に申告してしまった時に納税額を減らすための税務処理手続

（注 2）申告の際に納税額を過少に申告してしまった時に訂正して申告を行う税務処理手続

（注 3）申告がされていない場合に、税務署長が調査によって課税標準、税額等を決定する処分

 [終わり] 

#### ご案内

アトラス総合事務所では、将来の相続税対策、簡易財産診断、後見人問題、不動産登記に関する事柄等々、様々な御相談に対応しております。

『我が家は相続税が課税されるのかな？』、『相続税対策として会社を設立するとお得って本当？』等、質問・相談がございましたら、御遠慮無く弊社担当者まで連絡をくださいます様、お願い申し上げます。